

## 平成24年2月三木市教育委員会（定例会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成24年2月15日（水）午後2時05分
- 2 閉 会 平成24年2月15日（水）午後7時15分

### ◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 前回会議録の承認
- 4 審議事項
  - 議案第28号 平成24年度三木市教育の基本方針について
  - 議案第29号 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第30号 三木市立図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第31号 三木市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について
  - 議案第32号 三木市立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について
  - 議案第33号 三木市立図書館条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について
  - 議案第34号 三木南交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について
  - 議案第35号 三木市立図書館の位置の決定について
  - 議案第36号 平成24年度三木市立学校教職員人事異動内申について
  - 議案第37号 平成23年三木市教育功労賞被顕彰者の決定について
- 5 その他
  - 協議事項15 三木市教育振興基本計画（案）について
  - 協議事項16 三木歴史・美術の杜構想（案）について
  - 協議事項17 第2次三木市立図書館活性化構想（案）について
- 6 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教育委員長	里見俊實
	2番	教育委員長職務代行者	水島慶子
	3番	教育委員	稲見秀穂
	4番	教育委員	井口徹
	5番	教育委員（教育長）	松本明紀
事務局		教育部長	椿原豊勝
		教育総務課長	清水正則
		教育環境整備課長	井上博務
		学校教育課長	穂積正則
		文化スポーツ振興課長	松村正和
		教育センター所長	梶本佳照
		図書館長	告野幹也
		教育総務課課長補佐	稲岡孝
		教育総務課主事	北村エミ
市民ふれあい部		市民協働課特命課長	金子高士

傍聴者 1人

◇ 会議内容

里見委員長が傍聴を許可し、傍聴者が入場した。

1 開 会

里見委員長が、平成24年2月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

里見委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、水島委員長職務代行者と稲見委員を指名した。

3 前回会議録の承認

平成24年1月定例会の会議録の承認については、井口委員から修正を求める発言があり、里見委員長が、このことについて委員に諮り、全員一致で承認された。

#### 4 審議事項

事務局から、議案第30号の撤回を求める発言があり、里見委員長が、このことについて委員に諮り、全員一致で承認された。

なお、撤回の理由は、関連条例成立時期と当該規則の成立時期の整合を図るため、後日改めて、議案を提出するというものであった。

里見委員長が、議案第35号は、平成24年1月31日に開催した協議会の際に秘密会として取り扱うことを決定したことを確認した。

併せて、議案第32号から議案第34号は市議会に提出する議案であること、議案第36号は人事に関する議案であること、議案第37号は被表彰者の決定に関する議案であることから、いずれも、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書の規定により、秘密会として審議することについて諮り、全員一致で承認された。

また、里見委員長が、これら6件の議案の審議に係る日程の順序を変更し、会議の最後に審議することについて諮り、全員一致で承認された。

#### 【議案第28号】平成24年度三木市教育の基本方針について

- 穂積学校教育課長が、議案第28号について次のように説明した。

「三木市教育の基本方針」（以下「基本方針」と表記）は、三木市の学校教育、社会教育の推進を図るために、その年度ごとに取り組む事業、施策を体系的に整理し、具体的に明示したものであり、毎年度策定している。

平成24年度の基本方針の編集のねらいは、①現在策定中の「三木市教育振興基本計画」（以下「基本計画」と表記）を視野に入れ、教育目標、重点目標、施策、実践項目等の構成を大幅に見直し、当該年度における本市教育の具体的な取組を提示する。②県の「指導の重点」の主旨を尊重しつつ、三木市としての地域性及び独自性を打ち出す。③基本構成や色調の継続性を図り、見やすく分かりやすい、使いやすい構成とするの3点である。

今年度の冊子は、茶系統の色調で統一した。これは、ふるさと教育を意識し、三木の金物の錆色を基調にしたものである。

基本方針の内容については、メインテーマは昨年同様「大

志躍動」とした。サブテーマは「心豊かに元気よく学び続けるひとづくり」に変更するとともに、これを、教育目標に位置づけた。

この教育目標の下に、「子ども一人一人の力を伸ばします」、「魅力ある学校園づくりをすすめます」、「人と人とのつながりを大切にする生涯学習をすすめます」の3つの柱を設定し、それぞれの柱の下に施策、実践項目、取組を体系的に位置づけた。

これらの、施策等は、いずれも重要なものばかりであるが、その中でも、平成24年度に、とりわけ重点的に取組を進めようとする項目は、「『確かな学力』の向上」のための言語活動の充実と校種間の連携、「『健やかな体』の育成」のための食育の推進、「『豊かな心』の育成」、「学校の組織力の向上」等である。

(委員) 家庭や家族との関わりについて、「幼児期の教育の充実」の施策項目の中に位置づけられないか。幼稚園の時期に家族に対する感謝や尊敬などを子どもたちに身につけさせたい。家庭の大切さ、家族との信頼関係、自分が家族から愛されている自覚の芽生えといったものを記述していただきたい。

(事務局) 家庭教育については、生涯学習の柱の中で「地域・家庭の教育力の向上」という施策として位置づけている。その中で、絵本の読み聞かせやあいさつ運動、親子や地域の人たちと子どもとのふれあいの場を提供すること等を記述している。

(委員) 委員が仰っているのは、「幼児期の教育の充実」の施策の中に、幼稚園でそうした取組を行うことが書けないかということではないのか。

(委員) 家族との関わりが一番スムーズに身に着く年代が幼児期ではないかと考える。

(委員) 基本方針と基本計画の位置づけを教えてください。

(事務局) 後ほど協議をお願いする基本計画は、中期的計画という位置づけである。この基本計画に基づいて年度ごとに具体的な施策、事業を整理したものが基本方針となる。

(委員) 1月の定例会の基本計画に係る協議の際に、自国の歴史や文化を教育するという視点をしっかり盛り込んでいただきたいと申し上げた。このことについては、今回の基本方針のどの項目に反映されているか。

(事務局) 「体験教育の推進」という施策項目の中に、「ふるさと学習」、「金物ふれあい体験」などを通じて郷土を愛する心を育成するといったことを記述している。

(事務局) 「多文化共生社会の実現をめざす教育の充実」の施策の中にも、自国や他国の伝統や文化を理解し、尊重すると記載している。

(委員) 基本計画では、「我が国と郷土を愛し誇りに思い、未来を開く主体性のある児童生徒を育成します」と記述されており、少しトーンが異なるように感じた。基本計画と基本方針の両方が整合するよう、基本方針の記述を修正できないか。

(委員) 自国の歴史や文化に関する教育については、「我が国」という視点はもちろんのこと、「三木」の歴史・文化に関する教育が必要である。そのような視点がうかがえる表現にしていきたい。「ふるさと」という表現も抽象的であり、具体的に「三木」を特定した表現が必要であろう。

自国、他国の文化を理解し合うことは、もちろん大切であるが、なぜ、三木の歴史・文化を教えないのかということが残ってしまう。今、まさに歴史・美術の杜構想を推進しようとしている中であって、三木の歴史・文化を大切にしようとする教育は重要である。このことについては、後ほど協議する基本計画にも盛り込んでいただきたい。

(事務局) 基本方針の多文化共生社会の項目では、若干記述し難いと

ころがあるので、体験教育の推進の項目の中で「ふるさとの自然、人、伝統、文化…」を「ふるさと三木の自然、人、伝統、文化…」という記述に修正させていただきたい。

(委員) そのように、まず、「三木」を強調してほしい。

基本計画の中にも三木の歴史・文化を教育、体験させるような視点を記述いただきたい。その上で、例えば、子どもたちが歴史・美術の杜構想に位置づける施設で学習する機会を設けるなど、具体的な事業につながればいいと思う。

(委員) 自国を愛する心や教育基本法の改正の理念にある伝統の継承などを基本計画の中にも、もう少し分かりやすく、大きな項目として取り入れられないか。

(事務局) このことは、多文化共生社会の実現の前提となる内容であろう。多文化共生と自分の国の伝統文化を学び、自国を愛するということは一体で取り組むべき事柄であると考えて。「多文化共生社会の実現をめざす教育の充実」というタイトルの中に、「自国の文化を理解し」といった文言を入れられるか、併せて、取組項目にもそうした趣旨の項目を追加できるか、事務局で検討させていただきたい。

「幼児期の教育の充実」の施策項目に家族愛、家族の大切さを自覚できる取組の記載については、それを入れるためには、もう1つ項目が必要となると思う。これについても幼稚園の教育要領等との整合も含めて、修正が可能かどうか検討させていただきたい。家族愛が芽生える時期に、言葉で教えるのではなく、保護者など家族の方が幼稚園に来て一緒に活動する中で、その感覚を育んでいくといったことを記述できればと思う。

(委員) 表記上の細かな事柄になるが、1頁、19行目の「日本あるいは三木市の」は「三木市あるいは日本の」に、また、27行目の「市民の誇りづくりとまちづくり」は「市民の誇りとまちづくり」とされてはどうか。

(事務局) いずれも委員の御指摘のとおり変更する。

(委員) 1つ目の柱の3番目の施策項目である「『豊かな心』の育成」は、「『豊かな人間性』の育成」としてはどうか。このことについては、後ほど、基本計画のところで申し上げたい。

資料の中に、三木市歌が掲載されているが、先日の成人式でもしっかり歌えている人がいなかった。特に、前で歌っていただいた方などには、人前で歌う以上、もう少し練習していただきたいと感じた。

(事務局) 三木市歌については、郷土に対する誇りづくりの観点からも、現在、小学校で音楽の時間に学習しており、連合音楽祭では出場者全員がしっかり歌っている。しかし、今の二十歳くらいの人たちは、学校で三木市歌の学習をしていないので歌えない方がほとんどであろう。

(委員) この基本方針は、今後どのようにまとめ、どのように広報していくのか。

(事務局) 約2,000部を印刷し、教職員への配布、公民館や図書館等への備えつけ、そのほか、市議会議員、市役所内関係各課への配布を予定している。

また、概要については、広報みき4月号でお知らせしたいと考えている。

(委員) ここで議論する内容ではないが、学習指導要領には、郷土や国家観、国を愛するといった記述がないように思う。今後、ますます国際交流が必要になっていく中で、そのような事柄が欠落したままでよいのかという懸念を抱く。

基本計画、基本方針には、きょうの議論を踏まえて、そのような記述がされると思うが、学習指導要領に対する疑問はある。

(委員) 基本計画等にどのように入れたらよいか、具体的な案はあるか。

(委員) 基本計画のところで、議論したい。基本計画の項目を少し

変更する必要が生じるかもしれない。

(委員) 小さな三木市だけで、解決できる問題でもないように思う。

しかし、そのことに気づきながら、このまますませてしまうのか、議論をした上で、結果的にそのままにすることになるのか、そこには大きな違いがあるので、後ほど議論をしたい。

里見委員長が、議案第28号について、審議の中での各委員の発言を踏まえ、所要の修正を行うこと、また、その修正については、教育長に一任することについて諮り、全員一致で承認された。

**【議案第29号】三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について**

○ 清水教育総務課長が、議案第29号について次のように説明した。

平成24年4月1日から、よかわ幼稚園とみなぎ台幼稚園を統合する。このことに関する条例は、9月市議会で可決されたところである。

この幼稚園の統合に伴い、必要な規則改正をしようとするものである。

改正の内容は、同規則の中の幼稚園の通園区域を定めた規定において、これまで、東吉川小学校、中吉川小学校、上吉川小学校の校区をよかわ幼稚園の通園区域とし、みなぎ台小学校の校区をみなぎ台幼稚園の通園区域としていたものを、東吉川小学校、中吉川小学校、上吉川小学校、みなぎ台小学校の校区をすべてよかわ幼稚園の通園区域にしようとするものである。

里見委員長が、議案第29号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

**【議案第30号】三木市立図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について**

事務局の申出による撤回が承認された。

**【議案第31号】三木市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定に**

ついて

- 穂積学校教育課長が、議案第31号について次のように説明した。

三木市立学校処務規程の一部改正については、兵庫県教育委員会から扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定事務が市町へ権限委譲されることに伴うものである。このうち、住居手当の認定事務については、平成23年10月1日からの実施に先立ち、同年9月の定例教育委員会において規程改正の議決をいただいたところである。

このたびは、平成24年4月1日から移譲されることになる扶養手当及び通勤手当の認定事務を実施するため、当規程の中に、これら2つの事務を追加しようとするものである。

里見委員長が、議案第31号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

## 5 その他

### (1) 協議事項

里見委員長が、協議の順序を入れ替え、協議事項16、協議事項17、協議事項15の順に協議を進めることについて諮り、全員一致で了承された。

#### 【協議事項16】三木歴史・美術の杜構想（案）について

- 松村文化スポーツ振興課長が、次のように説明した。

2月8日に開催された、第8回歴史・美術の杜構想検討委員会（以下この項目において「検討委員会」と表記）で、三木歴史・美術の杜構想の委員会の最終案が決定された。本日は、この検討委員会から示された案を、教育委員会の案として、パブリックコメント等により公表していくことについて、御協議いただきたい。

構想案の内容は、「第1章 構想策定の主旨」、「第2章 区域の概要」、「第3章 三木歴史・美術の杜（もり）構想の考え方」、「第4章 三木歴史・美術の杜（もり）を活かしたまちづくり」、「第5章 三木歴史・美術の杜（もり）の整備イメージ（例）」及び添付資料で構成している。

第8回検討委員会で検討委員会委員からの指摘、質問等は、①

6頁に記載の「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の平仮名表記について、②9頁に記載の「ハッピーマーチや神戸電鉄の事業と連携し、歴史ウォーク付城(つけじろ)めぐりを開催」に関して、具体的なイベント名称を入れることについての2点であった。

2点目の指摘については、具体的なイベント名をあげると他のイベント名もあげる必要があるのではないかという指摘であり、「三木市の歴史や文化にふれるイベント」といった抽象的な表現に変更してはどうかという提案があった。

そこで、まず、1点目については、脚注にも記載のように、やわらかく夢のあるネーミングとして「みゅーじあむ」を平仮名表記した。2点目については、「ハッピーマーチ」を「三木市の歴史や文化にふれる既存イベント」と修正すると回答した。

(委員) この構想案は、今後どのように公表されていくのか。

(事務局) 本日、定例教育委員会で御協議いただいた内容を踏まえ、所要の修正を加えた構想案を2月24日に開催される市議会総務文教常任委員会で報告、説明させていただく。2月29日には定例記者会見で発表し、3月の広報みきで、構想案をパブリックコメントに付するという広報を行う。その後、3月5日から4月3日までの間パブリックコメントを行い、そこでいただいた御意見を踏まえて、必要な修正を行い、最終的には、定例教育委員会で御決定いただきたいと考えている。

(委員) 第2次三木市立図書館活性化構想(案)も、同じ手順か。

(事務局) 日程は異なるが、手順については、同様に行う予定である。

(委員) 1頁に記載の「三木城址及び付城(つけじろ)跡群を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めそのエリアを、ひとつの大きな博物館(フィールドミュージアム)に見たて」という、このフィールドミュージアムという考え方に対して、何か意見は出たか。

(事務局) 特に意見はなかった。

(委員) フィールドミュージアムという言葉を含め、その考え方は非常に面白と思う。

(委員) ここで、どのように市民が憩い、外部からどこに魅力を感じ、交通費を払って来ていただけるか。これから、それだけの魅力を作らなければいけない。何を魅力にするのか、繰り返し来てもらえる魅力を作らなければいけない。

(委員) そのことは、この構想ではなく、今後、具体的な取組を考えていく機会に譲ることになるだろう。

構想を作っただけでは、まだまだ、はっきり見える形にはなっていない。これから、構想の中身を具体化していかなければならない。どれほどの経済効果があるかなども試算していただきたいと思う。約6億円、図書館を含めると10億円の経費を要する。これだけの税金を使う以上、それに見合う効果がないといけない。

(委員) この構想のタイトルの「杜」という文字について、なぜ、「森」ではなく「杜」を使ったのか。「森」には、多い、栄えるという意味があり、「杜」には、閉じる、ふさぐという意味がある。個人的には、「杜」に対しては鬱陶しく暗いイメージがある。

(事務局) 「森」という文字は、森林をイメージするため「杜」を当てたものである。

(委員) イメージの問題もあり、個人的には「杜」がいいと思う。

(委員) 「杜」には整備されている、多少人間の手が入っているイメージ、「森」には、放ったらかしの山というイメージがある。

(委員) 私は、「森」でないといけないとは言っていない。

(委員) 分かりやすく説明できるように、考え方を整理しておいていただきたい。

(委員) この検討委員会に、美術館長が参加されていないのはなぜか。

(事務局) 美術館の館長は参加していないが、美術館協議会の委員に御参加いただいている。施設長を委員に充てるのではなく、それぞれの団体等から参加いただくという考え方である。

(委員) 目次の項目の表記と本文中の項目の表記に齟齬がないように、必要な修正をお願いしたい。例えば、第5章の3は、目次では、「付城跡群及び周辺」、本文では、「周辺及び付城跡群」となっている。

構想の目的の中に、「市民の夢を育み」という文言が入った。このことに関して、以前、来訪者の植樹であるとか、花壇づくりの推奨といった取組を提案したが、この構想にそのことが反映されていないのはどのような考えからか。

(事務局) この構想の中で、あまり具体的なことを記載することは控えた。今後、この構想を推進していく中で具体的な方策を検討したいと考えている。

(委員) 細かな点になるが、構想策定の背景と経緯の中に、「織田信長と羽柴秀吉と戦国大名毛利氏に与(くみ)した」との表記があるが、この毛利氏についても、可能であれば具体的に名前をあげる方が適切であろう。

第5章の4の項目名について、目次では、「整備イメージ図(案)」であり、本文では、「整備イメージ図(三木城址ゾーン案)」とあるが、ここでは、全体像を示していないため、「整備イメージ図(三木城址ゾーン案)」に統一する方が適切である。

添付資料の「平成22年度三木市市民アンケート集計結果」と「平成23年度『歴史博物館』と『図書館』についての市民アンケート調査結果」では、集計結果と調査結果の違いが不明である。どちらも「アンケート結果」でよい。

(委員) 構想の中で使われている地図は大変うまく描いてあり、とてもイメージしやすくできている。今後、パブリックコメント等

を経て、いくらかの修正が必要になると思うが、できるだけこの地図がうまく使えるようにしていただきたい。

また、エリアを「フィールドミュージアムに見たてる」考え方も非常に面白く、これが、この構想の一番大事なところであると思う。三木城跡、付城という部分だけにとどまらず、城下町等を含めたフィールドミュージアムという面への広がり、この考え方であれば、世界遺産の姫路城のような立派な天守閣はなくても、違った面白さが見出せると思う。だから、この部分は、今後とも堅持できるようにお願いしたい。

里見委員長が、協議事項16については、各委員から発言のあった内容を踏まえて、事務局において所要の修正を行った上で、パブリックコメント等の事務を進めることについて、各委員に確認し、了承された。

#### 【協議事項17】第2次三木市立図書館活性化構想（案）について

○ 告野図書館長が、次のように説明した。

2月8日に開催された、第6回第2次三木市立図書館活性化構想検討委員会（以下、この項目において「検討委員会」と表記）で、第2次三木市立図書館活性化構想（案）が示された。本日は、この検討委員会で策定された案を教育委員会の案として、パブリックコメント等により公表していくことについて、御協議いただきたい。

構想案の内容は、「1 はじめに」、「2 第1次活性化構想の検証と課題」、「3 活性化のための基本方針」、「4 目標数値（平成27年度）」、「5 推進計画」、「6 おわりに」及び添付資料で構成している。

第6回検討委員会で検討委員会委員からの指摘、質問等は、新築場所の決定の件、事業費の積算、新築図書館のイメージなどであった。

検討委員会で協議の結果、これまでの構想案に変更を加えることになった主な点は、「5 推進計画」の中の「（1）三木市立図書館の新築」の項の1行目、「新設図書館は、市民がゆったりとした自分自身の空間の中で長時間過ごせるよう」の「長時間」を削除する。

それに続く文章の「ワンフロアーで利用しやすい開架室に読書席や視聴覚利用席を設置し」としていたものを「…設置するなど」に修正した。

「6 おわりに」の項目では、4行目の「平成18年度以降の急激な貸出冊数の増加は、図書費の増加、施設の充実とともに」の中の「、図書費の増加」を削除する。

その他、添付資料のスケジュールについては、この検討委員会が、当初想定していた3月を待たず、2月に終了したことから、今後の事務をそれぞれ、1、2か月早めることとした。

また、先ほど歴史・美術の杜構想の協議の時に御指摘のあった添付資料中のアンケートに係るタイトルの表記は、いずれも「アンケート結果」と修正することとする。

(委員) パブリックコメントの実施時期がなぜ早くなったのか。

(事務局) これまでは、2月8日に開催された第6回検討委員会で、最終的な報告書が完成するか未定であったため、検討委員会の開催を3月までの間で想定していた。このたび、第6回検討委員会で報告書が完成したため、パブリックコメントの実施を早めることができた。

(委員) 市民が、この図書館活性化構想についてどれだけ知っているか。知らない人が多いのではないか。そのような状況の中で、パブリックコメントを実施するのは、少し早いのではないか。

(委員) パブリックコメントの広報の際には、歴史・美術の杜構想も、この図書館活性化構想も、それぞれ概略が広報に掲載されるのか。

(事務局) このたびの広報は、第2次三木市立図書館活性化構想

(案) の内容に関するパブリックコメントを実施するというものであり、構想の概要は掲載しない。構想の内容は、図書館のほか、公民館などに備え付ける旨のお知らせだけを行う予定である。

(委員) それでは、市民は構想の内容を容易に知ることができないではないか。

(事務局) 市民の方への周知の方法は、区長協議会連合会理事会で各区長協議会長にお話しし、その後、各地区に説明に回りたいと考えている。ただ、限られた期間の中で、すべての地区を回ることができるかどうか、少なくとも、歴史・美術の杜構想の対象エリア内にお住いの方々には確実に説明しなくてはならないと考えている。

(委員) 昨年の図書館の教育センターへの移転についての広報のような形を想像していた。

(事務局) 3月の広報に掲載する予定にはしていないが、最終的には、必ず、特集号でお知らせする必要があると考えている。

今の段階では、先ほども話があったが、区長協議会連合会で説明させていただき、それぞれの自治会での説明が必要かどうか御意見をうかがい、その結果を受けて説明に出向きたいと考えている。

(委員) 図書館については、場所や規模を、教育委員会だけではなく市として決定し、これも市民に知らせていかななくてはならない。

そのような一番肝心なことを知らせないで、パブリックコメントを求めても、本当に必要な意見は返ってこないのではないか。

どのような形のパブリックコメントを求めるのかが大事ではないか。一番大事な場所や規模を知らせずに意見はもらえないのではないか。先ほど4月か5月には知らせる必要があると仰ったが、それは、決定したものを出す段階である。パブリックコメントを求めるためには、考え方の内容、概要を示す必要がある。

(事務局) パブリックコメントで意見をいただこうとするのは、これら両構想案についてである。その後、これらの案を更に具体化する段階で、例えば、図書館であれば、仮称であるが建設検討委員会といった組織を作り、その中には、市民の方にも御参加いただくことを考えている。

今は、構想についてのパブリックコメントを実施しようとする段階であり、その後に、具体的な内容を、市民の方にも御参画いただきながら検討していきたい。

(委員) パブリックコメントを求めようとする中身は何か。どのような内容になるのか。

(事務局) 構想案について、意見を求める。

ただし、構想の中に新築のこともふれているので、それに関する御意見もあるかもしれない。

(委員) この構想には、中央図書館の役割の記述はあるが、規模や位置などが記載されていない。規模が分からなければ、役割に対する意見も述べ難いのではないか。活用方法によって必要な面積も変わってこないか。

(事務局) 中央図書館がどのような機能を担うのかということはこの構想で位置づけている。その機能に基づき、(仮称)建設検討委員会で規模や必要な面積を議論していただくことになる。

(委員) 検討委員会では、場所や規模は検討されなかったということか。

(事務局) そうである。

(委員) パブリックコメントは、どこまで情報を提供できるか。程度の問題である。基本的な情報は示さないと、意見の述べようがない。意見をいただく人に対して失礼な気がするので、検討いただきたい。

(委員) パブリックコメントを実施する際に、どのような聴き方をするのかということが必要ではないか。こういう目的で、このように考えてパブリックコメントを行いますという聴き方があれば分かりやすい。ただパブリックコメントを実施しますでは、漠然とし過ぎないか。

(事務局) このたびパブリックコメントに供する内容は、あくまでも基本方針的なものであり、構想の中には、例えば、学校との連携や郷土資料の整理などを記述している。それらに対して、このようにした方がよい、こうした方が効果が上がるなど、建設的な意見、より具体的に進めていけるようなコメントを期待している。

(委員) これに伴って、来年度予算化するものは何か。

(事務局) (仮称) 建設検討委員会の委員に対する報酬、先進地視察等に約27万円を要求している。

(委員) スケジュールにある基本設計やプロポーザルには経費は不要か。

(事務局) プロポーザルは、無償で行うため予算化していない。

(委員) 常々、図書館は、行政では一番のサービス分野であると思っている。検討委員会では、休館日を減らすような取組に関して何か意見は出たか。

(事務局) 三木市では、月1回、第4木曜日を休館日にしている。近隣等の図書館と比べると休館日数は極めて少ない。検討委員会委員にはそのことを御存知の方が多いためか、そのような意見は出なかった。

(事務局) 広報の方法について御指摘があったので、このことについて、どのような対応ができるか事務局で検討させていただきたい。したがって、概要をお示ししてパブリックコメントを実施するとなると、少し遅れることもお含みいただきたい。

(委員) 歴史・美術の杜構想と図書館活性化構想は、市民の関心の高い事柄である。これから、この構想を実現していくためには、市民や市議会等の協力が不可欠である。そうした意味からも、できる限り詳しく知らせていただきたい。

里見委員長が、協議事項17については、各委員から発言のあった内容を踏まえて、事務局において広報の方法を検討した上で、パブリックコメント等の事務を進めることについて、各委員に確認し、了承された。

午後3時26分、里見委員長が、暫くの間会議を休憩し、午後3時35分から会議を再開することを宣言した。

傍聴者が、退席した。

午後3時35分、里見委員長が会議の再開を宣言した。

**【協議事項15】三木市教育振興基本計画（案）について**

○ 清水教育総務課長が、次のように説明した。

前回1月の定例教育委員会でいただいた御意見を踏まえ、所要の修正を加えたものを本日提示させていただいた。

また、本文中の分かり難い用語などは、頁の下に注釈を設け、説明することとした。

その他、前回資料に追加したものは、資料編の中にある体系表の概要と教育基本法である。

(委員) この計画についても、今後、どのように公表されていくのか、そのスケジュールをお示しいただきたい。

(事務局) パブリックコメントを経て、最終的には、市教育委員会の計画として位置づけることとしている。

本日、この基本計画案をパブリックコメントにかけることについて了承が得られれば、歴史・美術の杜構想、図書館活性化構想と同様にパブリックコメントを実施したいと考えている。

(委員) 基本方針のところでも申し上げたように、自国を愛する心や伝統の継承などを大きな項目として反映させることについて御検討いただきたい。

(委員) 「小・中学校の接続」など、「接続」という言葉が数か所

に使われているが、これは、やはり「接続」という表現になるのか。

(事務局) 最近、小・中学校のつながりが、カリキュラム上の接続や体制における接続など、連携では済まないような時代になっている。例えば、小学校では学級担任制であり、中学校に入学すると途端に教科担任制になり、一変する。昔の子どもたちは、あんまり苦しなかつたようだが、最近の子どもたちは随分大きな環境の変化に感じるようである。そこで、小学校6年生で教科担任制を取り入れたりしているが、そのようなことは、もはや連携というより、接続という概念でとらえる方が適切であると考えて、この言葉を使わせていただいた。

(委員) 13頁の項目「(3)『豊かな心』の育成」について、まず、前回、道徳教育とは、社会の秩序を守るために個人が律すべき規範の教育であり、「人間尊重の精神を育む」というのは、人間愛をいっており、ヒューマニズムや人道主義であり、道徳教育には当たらない、善悪の判断や遵法精神などの生活規範を培ったり、育てる教育が道徳教育であると申し上げた。この件について、その後調べたら、人間尊重の精神、生命に対する畏敬の念、これらすべてが道徳教育であると学習指導要領に位置づけられていることが分かったので、ここで、訂正してお詫びさせていただく。

そこで、「『豊かな心』の育成」という、このタイトルについて、私が、豊かな心から、まず一番に連想するものは、音楽や絵画等の芸術・文化、滑稽や諧謔などのユーモア精神である。道徳教育や人間尊重の規範などを包含するのが豊かな心だと思っている。しかし、ここには、芸術・文化などについては書かれていない。したがって、このタイトルは、「豊かな心」ではなく、基本方針にも何度か使われている「豊かな人間性」が適切ではないかと考える。

「豊かな心」を使うのであれば、この後の文章に、芸術に親しむ心やユーモア精神などを記述する必要があるのではないか。

(委員) 「豊かな心」という文字から、読み手がどう感じるか。

「人間性」という場合と、「心」を取り上げていう場合と、表現の仕方の問題であろう。

(委員) 基本方針にも「豊かな心」と使われているが、ここにも自己実現や人権教育しか書かれていない。

「豊かな心」とは、それだけかという思いがある。

(委員) 基本方針では、「豊かな心」を育成するための具体的な方策、取組について記述をしている。特に、人権教育、人を思い遣る心など、人を大切にすることを養うため、培うために人権教育を具体的な取組としてあげている。多文化共生も同様であり、道徳教育、生徒指導、体験教育もそうである。

基本計画の文章では伝わり難いかもしれないが、そうした思いで作成している。

(委員) そのほかの項目も一緒にみたら、まず、「確かな学力」が昔からいわれる「知」であろう。「豊かな心」が「徳」、「健やかな体」が「体」に当たる。「知・徳・体」、これが表現されている。この「徳」の中にどれだけ、芸術・文化などの具体的なことを盛り込めるかということになる。

この3つの項目で生きる力を作るという大きな目標につながっていき、更にその上の項目の「子ども一人一人の力を伸ばす」と体系化されている。

そのような体系の中に芸術・文化を具体的にあげるかということになろう。

(委員) 少し、書いていただきたいと思う。

例えば、市内に堀光美術館があるが、小学生、中学生が授業で美術館に行かない。もっと美術館を活用して、美術の時間に教育の一環として美術館を利用し、美術館とはどのようなものかという教育をしていただきたい。小さい頃からこうした施設に親しむことも豊かな心の育成につながると考える。

(委員) 歴史・美術の杜構想を進めている中で、この基本計画に、その構想やそれら施設等を活用した体験活動などの記述がない。

これだけの構想を進めようとしている中で、施策と実践項目の中に、是非「三木の歴史や文化を体験できる教育の充実」をあげてほしい。

(事務局) 先ほどから御指摘のあるような事業については、ここでは記載できていないが、実際には実施している。美術館の見学も、系統的ではないが、例えば、小学校の庁舎見学の授業の中で、美術館に行く学校、ごみ処理施設に行く学校などがある。それらは、それぞれの学校のカリキュラムの中でやっている。今後、歴史資料館ができたなら、それをもう少し進めて、そこへも是非行ってもらえるようにしたい。

また、音楽では、例えば、連合音楽祭として市内の小学校4年生が文化会館に一堂に会して、発表し合い、鑑賞し合っている。このことは、体験学習とはいえないかもしれないが、これも心の教育としてとらえることができると考えている。

文章では、「集団宿泊体験や職場体験など多様な体験活動を通して、…」と表現しているが、体験教育の推進の部分で修正ができるかどうか検討させていただきたい。

(委員) 今、力を入れて推進しようとしている歴史・美術の杜構想と学校教育とに関連を持たせ、この部分に歴史・美術・文化などを盛り込んでいただきたい。そうすれば、子どもたちの体験機会を増やすことにもつながる。

今回、基本計画に掲載された体系表は、概要を示したものであり、前回資料として提示いただいたものと比べて極めて抽象的である。できれば、前回お示しいただいた体系表に変更いただきたい。

そのほか、同じ言葉で漢字が使われていたり平仮名が使われていたりしているので、適切に統一していただきたい。

9頁の「(7) ライフステージに応じた生涯学習の振興と家庭の教育力の向上」の2行目に「生涯教育」とあるが、「生涯学習」に変更いただきたい。

11頁の「1 子ども一人一人の力を伸ばします」の1行目に「高い教育水準と教育機会の均等化の実現は、戦後わが国の社会発展に大きな…」とあるが、この後に経済の発展や社会の変化な

どの言葉が出てくるので、ここは、「社会」を削除し「わが国の発展に」とした方が、文章がすっきりする。

18頁の「(2) 教職員の資質・指導力の向上」の11行目に「管理職を中心にメンタルヘルス・ケア体制の充実を図ります」とあるが、これでは、主体、客体が不明瞭であるので、その辺りが明確になるように修正されたい。

(事務局) 「管理職が中心になって、教職員のメンタルヘルス・ケアに努める」と修正させていただきたい。

(委員) そうすれば、分かりやすい。

それから、26頁の「(7) 生きがいを実感できる生涯スポーツの振興」の3行目、「生きがいでなく健康増進の面からスポーツ活動をしていない人々にも働きかけ…」、これでは前回お願いした趣旨と異なるので、「生きがいでなく健康増進の面からも、スポーツ活動をしていない人々…」としていただきたい。

それから、委員が仰った、教師の育成の問題、正しい国家観や市民意識について、教える方の問題については、基本計画に書くことは非常に難しい問題であるが、そうした趣旨が読み取れる部分はあるか。

(事務局) 歴史観の部分、特に、近代史については微妙な部分がある。

しかし、それを抜きにすることもできない。文部科学省の大きな取組として、日本の伝統文化を尊重する取組の1つに体育で武道を取り入れたり、日本古来の茶道を学習に取り入れたりといったことを尊重しようということについては、記述した。

しかし、委員が仰るのは、もっと根本的な部分であると理解している。適切な表現ができるか、一度検討させていただきたいので、事務局に預けていただきたい。

(委員) 具体的に、どのように表記すかをここで決めることは難しいと思うので、後ほど御検討いただきたい。

里見委員長が、協議事項15については、各委員から発言のあった内容を踏まえて、事務局において所要の修正を行った上で、

パブリックコメント等の事務を進めることについて、各委員に確認し、了承された。

## (2) 報告事項

ア 「(仮称)三木市暴力団排除条例」の制定に伴う、関係条例の一部改正について

○ 清水教育総務課長が、次のように報告した。

平成24年3月市議会に、仮称三木市暴力団排除条例が提出される予定である。

この条例の制定に伴い、教育委員会が所管する施設でも、その使用許可条件に、暴力団を利することとなる場合は施設の使用を許可しない規定や、許可申請時に、必要に応じて暴力団と関係のない旨の誓約書を徴取すること及び許可に係る施設の使用が暴力団を利することになるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる規定を追加する必要がある。

この条例の制定については、現在パブリックコメントが実施されており、本日は、まだ、関連条例の改正に係る議案を提出できる時期にない。

今後、条例案の議会提出に伴い、関連条例の改正が必要になるが、そのことについては、教育長が専決処理させていただくことを御了承いただきたい。

里見委員長が、教育長の専決処理を認めることについて、各委員に確認し、全員一致で、了承された。

イ 学校教育課の主要行事等について

○ 穂積学校教育課長が、次のように報告した。

2月16日に定例校園長会を開催し、学校関係者評価書の提出と同評価書のホームページへの掲載についてなどを周知、報告する。

実施された主要行事については、中学校スキー実習、私立高等学校入試、公立高等学校推薦入試等であった。

今後の予定については、中学校卒業式3月9日、特別支援学校卒業式3月15日、幼稚園修了式3月19日、小学校卒業式3月22日のほか、公立高等学校入試3月12日などである。

ウ 教育センター・青少年センターの主要行事等について

- 梶本教育センター所長が、次のように報告した。

第18回三木市CGアートコンテスト表彰式を2月11日に実施した。応募作品数は423点であり、全作品を教育センターロビーに、入賞作品については市役所プロムナードに展示している。また、教育センター研究員発表会を2月24日に実施する。

エ 文化スポーツ振興課の主要行事等について

- 松村文化スポーツ振興課長が、次のように報告した。

事業実施状況については、1月16日に、こどもたちの芸術鑑賞事業を、1月21日から23日まで三木市学校園造形展を、2月2日から5日まで三木市展を開催した。

今後の事業予定は、三木市スポーツ賞表彰式及びスポーツ講演会を2月25日に、ミキシル事業の一環として「三木合戦の舞台となった三木城跡・付城跡群を視る」講演会と見学会を3月4日に実施する。

オ 図書館の主要行事等について

- 告野図書館長が、次のように報告した。

2月28日に図書館協議会を開催し、現時点の第2次図書館活性化構想について報告する。

3月4日に本とあそぼう全国訪問おはなし隊事業を青山公民館で実施する。

(3) 次回定例教育委員会の開催日時について

里見委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、平成24年3月15日（木曜日）、午後2時00分から開催することを決定した。

6 審議事項（秘密会）

議案第32号、議案第34号及び議案第37号は、補助執行事務に係る議案であるため、市民協働課特命課長が入場した。

里見委員長が、議案第32号から議案第37号までの審議順序につい

ては、議案第32号から議案第34号まで及び議案第37号を先に審議し、当該審議終了後、市民協働課関係者に退席いただき議案第35号を審議すること、また、議案第36号は、関係課長のみが残り、最後に審議すること、更に、議案第32号から議案第34号までについては、一括審議することについて諮り、全員一致で了承された。

**【議案第32号】** 三木市立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について

- 清水教育総務課長が、議案第32号について説明した。

**【議案第33号】** 三木市立図書館条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について

- 告野図書館長が、議案第33号について説明した。

**【議案第34号】** 三木南交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について

- 清水教育総務課長が、議案第34号について説明した。

議案第32号から議案第34号は、いずれも、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書の規定により、秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、内容については記載しない。

里見委員長が、議案第32号から議案第34号について一括採決を行い、いずれも全員一致で原案のとおり可決された。

**【議案第37号】** 平成23年三木市教育功労賞被顕彰者の決定について

- 清水教育総務課長が、議案第37号について説明した。

議案第37号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書の規定により、秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、内容については記載しない。

里見委員長が、議案第37号について採決を行い、全員一致で

原案のとおり可決された。

所管事項部分の審議が終了したため、金子市民協働課特命課長が退席した。

**【議案第35号】三木市立図書館の位置の決定について**

- 告野図書館長が、議案第35号について説明した。

議案第35号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書の規定により、秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、内容については記載しない。

里見委員長が、議案第35号について採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決された。

議案第36号の審議に当たり、教育総務課長、学校教育課長以外の課長等が退席した。

**【議案第36号】平成24年度三木市立学校教職員人事異動内申について**

- 松本教育長が、議案第36号について説明した。

議案第36号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書の規定により、秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、内容については記載しない。

里見委員長が、議案第36号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

**7 閉 会**

里見委員長が、平成24年2月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。